

役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人熱新会（以下「法人」という。）の定款の規程に基づき、役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員の報酬及び費用弁償(以下「報酬等」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第 5 条に基づき置かれる者をいう。
- (3)評議員選任・解任委員とは定款第 6 条に基づき置かれる者をいう。
- (4)役員とは(1)(2)(3)の者をいう。
- (5)報酬とは、社会福祉法第 4 5 条の 3 5 第 1 項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない
- (6)費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする

(報酬の支給)

第 3 条 役員等は無報酬とする。

(費用弁償)

第 4 条 この法人は、役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員等が業務執行に必要な経費は実費を支給することができる
- 3 役員等には、出張に要する旅費(宿泊費含む)を、出張旅費基準に準じて出張費として支給することができる

(公表)

第 5 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 5 9 条に定める報酬等の支給の基準として公表する

(改廃)

第 6 条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。